

都道府県高ゴ連 承認印	地区高ゴ連 承認印	日本高ゴ連 承認印
-------------	-----------	-----------

年 月 日

高等学校ゴルフ連盟理事長 様

### 登録選手の転学について(報告)

日本高等学校ゴルフ連盟登録選手の転学についてご報告いたします。

学校名

顧問名

印

転学日	年 月 日
転学選手	性別 年
転学理由	
転学先	
※追記 (県高校ゴルフ連盟にて記載のこと)	<p>1. 別紙のように、当該校より寛大なるご配慮を申請する書類が提出されました。つきましては、大会参加資格規定第4条(3)のやむを得ない理由として承諾いただけますようご審議をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">※学校長の意見書(書式自由)を添付のこと</p> <p>2. 特に配慮を要する事例ではないと判断いたしますので、規定に従い半年間の大会出場を停止いたします。</p> <p style="text-align: center;">出場停止期間 年 月 日まで</p>

\* 転学理由については審議申出書による別紙添付でもよい。

\* 学校→都道府県高ゴ連→地区高ゴ連→全国高ゴ連の流れで報告書及び審議申出書を提出。

\* やむを得なく、転校先が提出する場合は転学理由欄に転校元の都道府県名と学校名を必ず記入してください。



## 転学における連盟規程説明確認書

規程説明者	学 校 名		役 職
	氏 名		

連盟に登録されている選手の転学事由について、連盟の委員会にて審議します。転学事由が配慮すべきもの（一家転住により旧在籍校への通学ができない・心身に関わる問題・その他家庭の事情等）ではないと認められた場合、以下の規程により、大会出場資格の停止となりますので、規程内容を確認してください。

日本高等学校・中学校ゴルフ連盟「大会参加資格規程」

第4条 参加資格は、以下の各項目に該当するものとする。

（中略）

3 転入学生は、転入学した日より6ヶ月（団体の部については1年）を経過した者。

ただし、正当な事由があり、かつコンプライアンス委員会の承認を得たものはこの限りではない。

また、中学校在学中の転入学による参加資格喪失は、高等学校入学日をもって失効する。

日本高等学校・中学校ゴルフ連盟 「大会参加資格規程」第4条3について確認しました。

年 月 日

保護者氏名（自署）

---

選手氏名（自署）

---

連絡先住所 〒

---

転学理由 (保護者記載欄)	
転学後の再加盟	<input type="checkbox"/> 再加盟の予定 <input type="checkbox"/> 再加盟はしない

コンプライアンス委員長殿

以下の内容にて転学の事情報告をいたします。

### 転学に関わる事情の報告

地区名	地区連盟・都道府県の理事長等、責任者		地区
記載者	役職	氏名	
報告日	フリガナ、氏名を正確に記入ください		
対象選手	フリガナ	性別	男・女
	選手名		
転出する学校名	公立・私立	〇〇高等学校	第1学年
転入する学校名	公立・私立	〇〇学園高等学校	第1学年
転学の日付	年 月 日 付	転出・転入	
主な転学の理由	【 】 一家転住または家庭の事情等の配慮すべき事由 具体的な内容 一家転住・経済的理由以外でも、学校・部活等の人間関係等による心身の不調など、やむを得ないと思われる事由 【 】 自己都合、その他の配慮の必要の無い事由 具体的な内容 ゴルフの活動を優先した転学、自己都合、学業不振等 →連盟大会参加資格規程の説明確認書を添付		
転学に至る事情	参加資格規程に抵触する可能性に関わらず必ず説明をお願いします。 転学に至るまでの事情について、できるだけ詳細に記載をお願いいたします。人間関係やいじめ（からかい）等の理由で、外部機関・相談機関や転出校等からの事情説明書がある場合は「別紙添付」をお願いします。また、心身の不調などの理由の場合は、それを証明する書面（診断書・通院記録・学校養護教諭からの報告書等）添付をお願いいたします。		

## 転学における連盟規程説明確認書

転学理由に関わらず必ず添付してください。説明者は転出学校の顧問、あるいは地区の理事等となります。

規程説明者	学 校 名	〇〇高等学校	役 職
	氏 名	〇山 〇太郎	ゴルフ部顧問

連盟に登録されている選手の転学事由について、連盟の委員会にて審議します。転学事由が配慮すべきもの（一家転住により旧在籍校への通学ができない・心身に関わる問題・その他家庭の事情等）ではないと認められた場合、以下の規程により、大会出場資格の停止となりますので、規程内容を確認してください。

日本高等学校・中学校ゴルフ連盟「大会参加資格規程」

第4条 参加資格は、以下の各項目に該当するものとする。

(中略)

3 転入学生は、転入学した日より6ヶ月（団体の部については1年）を経過した者。

ただし、正当な事由があり、かつコンプライアンス委員会の承認を得たものはこの限りではない。

また、中学校在学中の転入学による参加資格喪失は、高等学校入学日をもって失効する。

日本高等学校・中学校ゴルフ連盟 「大会参加資格規程」第4条3について確認しました。

説明した日付をお願いいたします。

年 月 日

保護者・本人の署名を自署にてお願いいたします。

保護者氏名（自署）

選手氏名（自署）

連絡先住所 〒

転学理由 (保護者記載欄)	転学理由を、保護者に簡単に記入をしてもらってください。	
転学後の再加盟	<input type="checkbox"/> 再加盟の予定	<input type="checkbox"/> 再加盟はしない

再加盟の意志について、記入をお願いいたします。